

松本市松原地区町会連合会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、松本市松原地区町会連合会（以下「連合会」という）と称する。

(事務局)

第 2 条 連合会の事務局は松原地区公民館に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 連合会は、松原地区の発展のため共同事業活動を行うことを目的とする。

(組 織)

第 4 条 連合会は、松本市松原第 1 町会、松本市松原第 2 町会、松本市松原第 3 町会、松本市松原第 4 町会、松本市松原第 5 町会、松本市松原第 6 町会及び松本市松原第 7 町会（以下「7 町会」という）をもって組織する。

(事 業)

第 5 条 連合会は第 3 条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 7 町会相互の親睦、調整、連絡、提携
- (2) 7 町会及び松原地区の発展に資する各事業の推進
- (3) 住み良い町づくりの推進
- (4) 地区内文化団体、サークル活動の助成、発展向上
- (5) 交通安全、防火防犯、公害、災害の防止活動
- (6) その他目的を達成するために必要と認めたこと

上記の事業は「地域づくり活動計画」に落とし込み、年度末に実施状況を確認、定期総会にて報告するとともに、次年度の事業計画に反映する。

第3章 役員等

(役員)

第6条 連合会に、次の役員を置く。

- | | | |
|---------|-------------------------|----|
| (1) 会長 | (理事を兼務) | 1名 |
| (2) 副会長 | (理事を兼務) | 1名 |
| (3) 会計 | (理事を兼務) | 1名 |
| (4) 理事 | (町会長・連合専門部会長・町内公民館長会会長) | |
| (5) 監事 | | 2名 |

(役員を選任)

第7条 役員は7町会の会員の中から、別に定める役員選出規程により選出し、第11条に規定する総会において選任する。

2 監事は他の役員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 連合会役員は次の職務を行うものとする。

- (1) 会長は連合会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は連合会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は連合会の会務の運営に参画する。
- (5) 監事は業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、会長、副会長および会計は1年とし、他の役員は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠損が生じた場合は補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き7町会の会員である場合に限り、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局長)

第10条 連合会の会務を円滑に進めるため、連合会は事務局長を置くことができる。

- 2 事務局長は、会長が第11条に規定する理事会に諮り、委嘱する。
- 3 事務局長は、会長の求めに応じ理事会に出席することができる。

第4章 会 議

（会議の種類等）

第11条 連合会の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会は会長が必要と認めたとき、現在役員の過半数から請求があったとき、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（会議の構成員）

第12条 総会の構成員は、連合会役員及び7町会から選出された代議員とする。

- 2 前項の代議員は、各町会7名とする。
- 3 理事会の構成員は、会長、副会長、会計及び理事とする。監事はオブザーバーとして参加し、必要に応じて発言できる。

（会議の機能）

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 役員の選任及び解任
 - (5) その他重要事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない事項の執行

（会議の招集）

第14条 総会及び理事会は、会長が招集する。

（会議の議長）

第15条 総会の議長は、出席者構成員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（会議の定足数）

第16条 総会及び理事会は、それぞれ構成員現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第17条 総会及び理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 前項の理事会において監事は議決権を有しない。

(書面表決)

第18条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前二条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 理事会に出席できない理事は、当該理事が所属する町会または専門部会の、副会長または副部長等当該理事を補佐する役職にある者を代理人として、会議に出席させることができる。この場合、前二条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会議議事録)

第19条 連合会の総会及び理事会の会議の議事については下記事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数（書面表決・委任状含む）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決事項
 - (5) 書記・議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び、出席した構成員のなかからその会議において選出された書記及び議事録署名人2人が署名、捺印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 7町会からの拠出金
- (2) 事業収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄付金品
- (5) 補助金及び交付金

(会計事務)

第21条 連合会の出納は理事会の承認を必要とする。但し、会長が特別に認めた場合はこの限りではない。出納を行う場合は領収書と引き替えに行う。拠出金等の集金事務は理事会で定める。

(監査)

第 22 条 連合会の監事は出納等に関して年 2 回以上、三役立会いのもと会計監査を行う。業務監査は三役の要請及び必要に応じて行う。

(事業年度)

第 23 条 連合会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の管理)

第 24 条 連合会の資産は会長が管理し、管理方法は理事会で定める。

第 6 章 専 門 部 会

(専門部会及び実行委員会)

第 25 条 連合会は事業を推進するために次に掲げる専門部会を設置することができる。その他必要に応じ各実行委員会を設置し事業を推進することができる。

- (1) 松原文化広報委員会
- (2) 松原スポーツ協会
- (3) 松原環境衛生協議会
- (4) 安協松原支部
- (5) 松原防災・防犯部会
- (6) 松原福祉部会
- (7) 松原子ども会育成会

- 2 前項の部会員は各町会より選出された者が当たり、部会員の互選等により部会長を選出する。
- 3 各部会長の任期は 2 年、副部会長が 1 年とし再任は妨げない。
- 4 部会長は必要に応じて部会を招集することができる。

第 7 章 雑 則

(書類及び帳簿等の備付け)

第 26 条 この会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。

- (1) 会則及び規程
- (2) 役員に関する書類
- (3) 代議員に関する書類
- (4) 会議議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類等

(役員等の報償)

第 27 条 連合会の役員等の報償は別に定める松本市松原地区町会連合会役員等報償規程による。

(通信費、交通費、旅費、日当)

第 28 条 連合会事業に係わることで理事会が必要と認めた場合は通信費、交通費、旅費、日当を支給することができる。

(特別委員会)

第 29 条 連合会理事会は必要に応じて特別委員会を設置して意見を求めることができる。特別委員会の委員は理事会の議決により会長名で委嘱する。委員任期は連合会役員任期内で理事会が定める。事業計画遂行を目的に設置する会なので連合会役員も委員になれるものとする。

(関係機関への各員の推薦)

第 30 条 連合会は関係機関の依頼に応じ別表に掲げる員を理事会で推薦することができる。

(表彰・顕彰)

第 31 条 連合会発展のために貢献した者、特に善行のあった者には理事会の議決により表彰顕彰を行うことができる。

(慶 弔)

第 32 条 連合会発展のために功績のあった者の慶弔については金品をもって儀礼を行うことができる。

(委任等)

第 33 条 理事会は、この会則の施行に必要な規程を定めることができる。規程を制定した場合または変更した場合は、次の総会に報告し承認を得なければならない。

付 則

この会則は、平成１４年４月１日から施行する。

この会則は、平成１６年４月１日より一部改正・施行する。

(施行期日及び経過措置)

１ この会則は、平成２３年４月１日より一部改正・施行する。

２ ただし第２７条第２項中「各部長の任期は会長が原則として２年」については、平成２４年４月１日より施行する。

(施行期日及び経過措置)

１ この会則は、平成２６年６月１３日から施行する。

２ ただし第７条第１項第１号については平成２８年４月１日より施行することとし、この条項に伴う必要な経過措置は、理事会の議決を経て別に定める。

３ この会則の定めにかかわらず、この会則の施行期日における役員の任期は、第７条の規定によりその役員が選任された日から翌々年３月３１日までとする。

(制定及び施行期日)

この会則は、平成２７年度５月９日に制定し、平成２８年４月１日より一部改正・施行する。

この会則は、平成３０年４月１５日より一部改正・施行する。

この会則は、令和２年４月１９日より一部改正・施行する。

この会則は、令和４年４月１日より一部改正・施行する。

この会則は、令和４年４月１６日より一部改定・施行する。

この会則は、令和５年４月２９日より一部改定・施行する。

この会則は、令和６年４月２０日より一部改定・施行する。

この会則は、令和７年４月１９日より一部改定・施行する。

別表（第３０条関係）

松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会	松本市明るい選挙推進協議会
松原地区社会福祉協議会	違法広告物撤去委員
松本市緑化推進委員協議会	人権啓発推進協議会
街を花いっぱいにする会	松本市町会連合会理事
松本市青少年育成補導員	明善児童センター運営委員
自衛隊協力会	明善学童クラブ理事
松原地区公民館長	その他理事会で必要と認めた役職